

第 170 号 (令和 6 年 6 月 25 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

【条例】

- △ 横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例及び横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局地域支援課】 3

【規則】

- △ 横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【健康福祉局地域支援課】 4
- △ 横浜市地区センター条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【健康福祉局地域支援課】 5
- △ 横浜市下水道事業予算規則【下水道河川局経理課】 6
- △ 横浜市下水道事業会計規則【下水道河川局経理課】 9
- △ 横浜市下水道事業物品規則【下水道河川局経理課】 20
- △ 横浜市民生委員の定数に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局地域支援課】 25
- △ 横浜市下水道事業定期支出金支出事務の特例に関する規則の一部を改正する規則【下水道河川局経理課】 26
- △ 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則を廃止する規則【下水道河川局経理課】 28
- △ 横浜市下水道事業公共料金等支出事務の特例に関する規則を廃止する規則【下水道河川局経理課】 29

【告示】

- △ 横浜市財政事情及び公営企業の業務状況の公表【財政局財政課】 30
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 31
- △ 指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託【健康福祉局障害施策推進課】 32
- △ 指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託【建築局住宅政策課】 33
- △ 車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づく道路の指定【道路局管理課】 34
- △ 車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づく道路の指定及び同令第 10 条第 1 項に定める通行方法の告示【道路局管理課】 35
- △ 市道路線の認定【道路局路政課】 37
- △ 市道路線の廃止【道路局路政課】 39
- △ 市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】 43
- △ 市道区域の決定【道路局路政課】 45
- △ 市道区域の供用の開始【道路局路政課】 46
- △ 県道区域の変更【道路局路政課】 47
- △ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 48
- △ 市道区域の変更【道路局路政課】 58
- △ 指定公金事務取扱者の指定及び徴収事務の委託【青葉区地域振興課】 60

【公告】

△	公園の区域の変更【みどり環境局公園緑地管理課】	61
△	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】	62
△	同【みどり環境局水・土壌環境課】	63
△	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壌環境課】	64
△	排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】	65
△	建築協定の認可【建築局建築企画課】	66
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	67
△	同【建築局調整区域課】	68
△	同【建築局調整区域課】	69
△	同【建築局調整区域課】	70
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	71
△	建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	72
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	73
	[区告示]	
△	認可地縁団体の告示事項の変更【神奈川区地域振興課】	74
△	同【鶴見区地域振興課】	75
△	同【鶴見区地域振興課】	76
△	同【旭区地域振興課】	77
△	同【港北区地域振興課】	78
△	同【西区地域振興課】	79
△	同【金沢区地域振興課】	80
△	同【金沢区地域振興課】	81
△	同【金沢区地域振興課】	82
△	同【金沢区地域振興課】	83
△	同【金沢区地域振興課】	84
△	同【金沢区地域振興課】	85
△	同【戸塚区地域振興課】	86
△	同【栄区地域振興課】	87
△	同【栄区地域振興課】	88
△	同【栄区地域振興課】	89
△	同【栄区地域振興課】	90
△	同【栄区地域振興課】	91
	[水道局]	
△	横浜市水道局工事安全管理規程の一部を改正する規程【技術監理課】	92
△	職員の懲戒処分【人事課】	93
	[交通局]	
△	横浜市高速鉄道運賃条例施行規程の一部を改正する規程【高速鉄道本部営業課】	94
	[教育委員会]	
△	横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則【学校計画課】	96
△	職員の懲戒処分【南部学校教育事務所教育総務課】	97
	[市選挙管理委員会]	
△	直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】	98
	[正誤]	100

条例

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例及び横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第 38 号

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例及び横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例

(横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 50 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 2 項中「第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)」を「第 140 条の 66 第 1 号イ」に改める。

(横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 52 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条 第 1 号中「第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)」を「第 140 条の 66 第 1 号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 及 び 横 浜 市 地 域 ケ ア プ ラ ザ 条 例 の 一 部 を
改 正 す る 条 例 の 一 部 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 6 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 56 号

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 及 び 横 浜 市 地 域 ケ ア プ ラ ザ 条 例
の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 一 部 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 及 び 横 浜 市 地 域 ケ ア プ ラ ザ 条 例 の 一 部 を
改 正 す る 条 例 (令 和 3 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 55 号) 第 2 条 中 横 浜 市 地
域 ケ ア プ ラ ザ 条 例 (平 成 3 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 30 号) 別 表 第 4 の 改
正 規 定 (横 浜 市 上 永 谷 駅 前 地 域 ケ ア プ ラ ザ 及 び 横 浜 市 上 永 谷 駅 前 コ
ミュニティハウスに係る部分に限る。) は、令 和 6 年 7 月 1 日 から
施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は、公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定
め る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 6 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 57 号

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行
期 日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (令 和 4 年 9 月
横 浜 市 条 例 第 32 号) は 、 令 和 6 年 7 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市下水道事業予算規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 58 号

横浜市下水道事業予算規則

(趣旨)

第 1 条 地方公営企業法の財務規定等を適用する下水道事業の予算の編成及び執行については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 各課長等 下水道河川局各課長、下水道河川局下水道管路部下水道事務所長、下水道河川局下水道施設部各水再生センター長、下水道河川局下水道施設部各下水道センター長及び各土木事務所副所長をいう。

(2) 下水道事務所等 下水道事務所、水再生センター、下水道センター及び土木事務所をいう。

(3) 下水道事務所長等 前号の下水道事務所等の長（土木事務所にあつては、土木事務所副所長）をいう。

(予算の総括)

第 3 条 下水道事業の会計における予算の総括事務並びに予算の編成及び執行に関する事務は、下水道河川局長（以下「局長」という。）の命を受け下水道河川局総務部経理課長（以下「経理課長」という。）が行う。

(予算積算書)

第 4 条 各課長等は、その所管の予算に係る翌年度の予算積算書を作成し、参考資料を添付して別に定める期日までに経理課長に提出しなければならない。

(予算書及び付属書類)

第 5 条 経理課長は、前条の規定により提出された予算積算書及び参考資料を審査し、これに基づき、当該年度の予算書及び付属書類を作成し、別に定める期日までに局長に提出しなければならない。

2 前項の付属書類のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

3 局長は、第 1 項の予算書及び付属書類を毎年別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補正予算)

第 6 条 補正予算に関しては、期日を除くほか、前 3 条の規定を準

用する。

(支出予算の配付)

第 7 条 局長は、下水道事務所等の所管業務（土木事務所にあつては、下水道事業に関するものに限る。）に係る支出予算を下水道事務所長等に執行させようとするときは、当該下水道事務所長等に対して、支出予算の配付をすることができる。

2 局長は、前項の規定により支出予算の配付をするときは、支出予算決裁書及び配付書を当該下水道事務所長等に交付しなければならない。

(執行伺)

第 8 条 支出予算を執行しようとするときは、あらかじめ執行伺を作成し、決裁を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める経費については、執行伺の作成を省略することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、別に定める経費については、物品等調達票により執行伺に代えることができる。

4 執行伺の作成方法については、別に定める。

(予算の流用)

第 9 条 各課長等は、予算の実施上、当該予算の実施計画に定める項内の金額について、相互に流用する必要が生じた場合は、予算流用決裁書兼通知書により、局長の決裁を受けなければならない。

(予備費の補充)

第 10 条 経理課長は、予算の実施上、予備費の補充を必要とする場合は、予備費補充決裁書により、局長の決裁を受けなければならない。

(予算の繰越)

第 11 条 各課長等は、建設又は改良に関する予算のうち、翌年度に繰り越して使用する経費の金額については、その事項ごとに繰越説明書を作成し、経理課長に送付しなければならない。

2 経理課長は、前項の規定により繰越説明書の送付を受けた場合は、これに基づき繰越計算書を作成し、局長に提出しなければならない。

3 局長は、繰越計算書を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(契約)

第 12 条 下水道事業の業務に係る契約については、横浜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 19 年 12 月横浜市条例第 59 号）、横浜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成 20 年 1 月横浜市規則第 1 号）、

横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）、横浜市契約事務委任規則（平成 11 年 4 月横浜市規則第 37 号）及び横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則（平成 7 年 12 月横浜市規則第 136 号）の定めるところによる。

（様式）

第 13 条 この規則の規定による書類等の様式は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

横浜市下水道事業会計規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 59 号

横浜市下水道事業会計規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）

第 2 章 出納機関（第 6 条－第 9 条）

第 3 章 出納

第 1 節 収入（第 10 条－第 19 条）

第 2 節 支出（第 20 条－第 36 条）

第 3 節 振替（第 37 条）

第 4 章 出納取扱金融機関等（第 38 条）

第 5 章 固定資産（第 39 条－第 43 条）

第 6 章 雑則（第 44 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 地方公営企業法の財務規定等を適用する下水道事業の会計事務については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 各課長等 下水道河川局各課長、下水道河川局下水道管路部下水道事務所長、下水道河川局下水道施設部各水再生センター長、下水道河川局下水道施設部各下水道センター長及び各土木事務所副所長をいう。

(2) 法 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）をいう。

(3) 令 地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）をいう。

。

(4) 財務会計システム 下水道事業の予算の編成及び執行並びに会計に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。

（首標金額の表示）

第 3 条 現金（現金に代えて納付される証券を含む。第 8 条第 3 項、第 9 条第 2 項及び第 15 条第 1 項において同じ。）及び有価証券の出納に関する証拠書類（以下「証拠書類」という。）の首標金額を表示する場合は、アラビア数字を用い、その頭初に¥の記号を併記しなければならない。ただし、電子計算機を用いて作成し

た証拠書類の首標金額は、¥の記号を省略することができる。

(金額又は数量の訂正)

第 4 条 証拠書類の金額は、加除訂正することができない。ただし、その内訳となるべき金額及び別に定める首標金額については、この限りでない。

2 金額又は数量の加除訂正の方法については、別に定める。

(訳文の添付)

第 5 条 証拠書類が外国語で作成されている場合は、その訳文を添付するものとする。

第 2 章 出納機関

(金銭企業出納員の設置等)

第 6 条 下水道事業を行う部局(以下「局等」という。)に法第 28 条第 1 項に規定する企業出納員として、金銭企業出納員を置く。

2 金銭企業出納員は、下水道河川局総務部経理課長(以下「経理課長」という。)をもって充てる。

3 金銭企業出納員は、下水道事業に係る公金及び有価証券の出納及び保管その他の会計事務をつかさどる。

4 下水道事業に係る公金の出納及び保管その他の会計事務(水道事業管理者に委任した下水道使用料の収納に関するものを除く。

次条第 3 項において同じ。)のうち、次に掲げる事務は、金銭企業出納員に委任する。

(1) 横浜市下水道事業名義の預金から支払のため、出納取扱金融機関に支払の通知をすること。

(2) 取引同一銀行内で預金種目を組み替えること。

(3) 預金と現金を組み替えること。

(4) 郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成 17 年法律第 97 号)第 94 条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)の振替口座の収納金を出納取扱金融機関の預金に組み替えること。

(5) 有価証券の保管に関すること。

5 市長は、金銭企業出納員に事故があるときは、他の職員を金銭企業出納員に命ずることができる。

(金銭分任企業出納員の設置等)

第 7 条 局等に金銭分任企業出納員を置く。

2 金銭分任企業出納員は、下水道河川局下水道管路部管路保全課長をもって充てる。

3 下水道事業に係る公金の出納及び保管その他の会計事務のうち、水洗便所設備資金貸付金に係る収入金の収納及び保管に関する事務は、金銭分任企業出納員に委任する。

4 市長は、金銭分任企業出納員に事故があるときは、他の職員を金銭分任企業出納員に命ずることができる。

(現金取扱員の設置等)

- 第 8 条 局等に法第 28 条第 1 項に規定する現金取扱員を置く。
- 2 現金取扱員は、下水道河川局長（以下「局長」という。）が命ずる。
- 3 現金取扱員は、金銭企業出納員又は金銭分任企業出納員（以下「金銭企業出納員等」という。）の命を受け、現金の収納及び保管に関する事務をつかさどる。
- 4 現金取扱員が取り扱うことができる限度額は、1 件 100,000 円とする。ただし、金銭企業出納員等が必要と認める場合は、この限度額を超えて取り扱わせることができる。
- 5 現金取扱員は、下水道使用料等の集金業務に従事するときは、身分証票を携帯しなければならない。

(金銭企業出納員等の引継ぎ)

- 第 9 条 金銭企業出納員等の交代があった場合においては、前任者は、速やかに後任者に引き継がなければならない。
- 2 現金取扱員を免ぜられたときは、当該職員は、直ちにその事務、現金及び帳簿を後任者に引き継がなければならない。
- 3 金銭企業出納員等及び現金取扱員が、死亡その他の事故により自ら引継ぎをすることができないときは、局長は、他の職員に命じて前 2 項の引継ぎをさせなければならない。

第 3 章 出納

第 1 節 収入

(調定)

- 第 10 条 市長は、収入の原因を生じたときは、次に掲げる事項を調定しなければならない。ただし、法律上又はその性質上事前に調定し難い収入にあっては、この限りでない。

- (1) 所属年度
- (2) 収入科目
- (3) 収入金額
- (4) 算出の基礎
- (5) 納人の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (6) 納入の根拠及び法令又は契約に違反する事実の有無
- (7) 納期限
- (8) 納入場所

- 2 前項の規定による収入の調定は、法令又は契約等により分割納付をすものにあつては、当該納付期限に係る金額についてその納付期限の到来ごとにしなければならない。ただし、年額又は数回分を同時に納入に通知するものについては、この限りでない。

(調定通知)

- 第 11 条 市長は、収入を調定したときは、その都度調定の内容を財

務会計システムに登録する方法により金銭企業出納員に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、財務会計システム以外のシステム等で納人の個別管理を行っている収入については、一括して調定の内容を財務会計システムに登録し、通知することができる。

(調定の更正)

第 12 条 過誤その他の理由により、調定の更正をするときは、前 2 条の規定を準用する。

(納入の通知等)

第 13 条 市長は、収入金を徴収するときは、納人に対して納期限の定めのあるものは遅くとも納期限の 10 日前までに、随時の収入はその都度、別に定める納入通知書により納入の通知をしなければならない。

2 その性質上納入通知書により難しい収入については、口頭その他の方法によって納入の通知をすることができる。

3 補助金、企業債その他その性質上納入の通知を必要としない収入については、別に定める納付書を用いなければならない。

(不納欠損処分)

第 14 条 収入について、次のいずれかに該当するときは、不納欠損処分をしなければならない。

(1) 権利の放棄について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定による議会の議決があったとき又は地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 171 条の 7 若しくは条例の定めるところにより権利を放棄したとき。

(2) 公法上の収入について、地方自治法第 236 条の規定による消滅時効が完成したとき。

(3) 私法上の収入について、消滅時効が完成したとき。

(4) その他法令の定めるところにより債権が消滅したとき。

(領収書の交付)

第 15 条 金銭企業出納員等又は現金取扱員は、納入通知書又は納付書（以下「納入通知書等」という。）により現金を直接受領したときは、納入通知書等の領収日付欄に領収印を押印し、領収書を納人に交付しなければならない。

2 口座振込により収入金を収納する場合は、領収書を交付しないものとする。

(つり銭資金の保管)

第 16 条 金銭企業出納員は、つり銭資金を必要とする場合は、必要最小限の現金を保管することができる。

(口座振替による収納)

第 17 条 市長は、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に預金口

座を設けている納入義務者から口座振替の方法により収入を納付する旨の申出があるときは、当該納入義務者が指定する出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に納入通知書等を送付することができる。

(郵便貯金銀行の払込書による収納)

第 18 条 郵便貯金銀行において、次に掲げる収入金を収納するときには、納入通知書等のほか、郵便貯金銀行指定の払込書によることができる。

(1) 寄附金

(2) 別に定めるところにより情報通信技術を利用して収納する収入金

(納付に使用する小切手の制限)

第 19 条 令第 21 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により、収入の納付に使用することができる小切手の支払地は、全国の区域とする。

第 2 節 支出

(支払伝票)

第 20 条 市長は、経費の支出をしようとするときは、次に掲げる事項を調査し、及び確認の上、適正と認めるときは、支払伝票を発行するものとする。

(1) 支出に必要な一切の書類の整備の有無

(2) 支出の正当かつ必要性

(3) 当該支出の法令違反の有無

(4) 支払金についての時効の完成の有無

(支払伝票の添付書類及び記載事項)

第 21 条 支払伝票には、当該経費の支出に係る執行伺、見積書、契約書、公共工事の前払金に関する規則(昭和 37 年 3 月横浜市規則第 14 号)第 3 条の規定により提出された保証契約証書の写し、請書、工事検査調書、物品役務完了検査調書、物品役務部分検査調書、指令書又は通知書の写しその他の支出の根拠を証する書類及び代理関係を証する書類を添付しなければならない。

2 支払伝票を発行しようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した請求書を添付しなければならない。

(1) 請求金額、算出の基礎及び債権を発生させた事実

(2) 債権者の住所、氏名及び押印

(3) 請求年月日

(4) 債務者の名称

3 前項第 1 号に掲げる事項のうち算出の基礎、同項第 2 号に掲げる事項のうち債権者の住所若しくは押印又は同項第 3 号に掲げる事項については、金銭企業出納員が認める場合は、その記載を省略することができる。

4 第 2 項の規定にかかわらず、債権者の請求によることが困難な経費については、支払伝票に請求書の添付を省略することができる。

5 前項の規定により請求書の添付を省略する場合は、支払伝票（支払調書）を発行しなければならない。ただし、金銭企業出納員が認める場合は、この限りでない。
（代理関係の確認）

第 22 条 代理人によって請求があった場合においては、市長は、その代理関係を委任状及び印鑑証明書により確認しなければならない。この場合において、印鑑証明書を徴し難いときの取扱いは、別に定める。

2 支払伝票を発行する場合において、正当債権者と受領者との間に代理関係を有するときは、市長は、その確認をしなければならない。
（資金前渡）

第 23 条 令第 21 条の 5 第 1 項第 1 号から第 11 号まで及び第 13 号に掲げる経費、同条第 2 項に規定する資金並びに次に掲げる経費については、その資金を前渡することができる。

(1) 交際費

(2) 現金支払を要する消耗品費及び燃料費

(3) 検査等のために必要な商品の買上げに要する経費

(4) 現金支払を要する手数料

(5) 郵便切手、収入印紙その他これらに類するもの及び回数乗車券の購入に要する経費

(6) 金融機関に対して支払う手数料

(7) 乗車券、乗船券及び航空券の購入に要する経費（旅費を除く。）

(8) 日本郵便株式会社に対して支払う経費

(9) 現金支払を要する自動車借上料、有料道路通行料及び駐車場使用料

(10) 施設使用料のうち直接支払を必要とする経費

(11) 日本放送協会に対して支払う受信料

(12) 講習会費、研究会費その他これらに類する経費

(13) 亡失現金に係る損失補填金

(14) 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）に基づく土地の収用又は使用に係る損失補償金、加算金及び過怠金

(15) 損害賠償のために支払う経費

(16) 供託金及び供託に要する経費

(17) 外国へ送金を要する経費

(18) 払込取扱票により支払う経費

- (19) 救急に係る経費
- (20) 口座振替による特別高圧を除く受電に係る電気料金、ガス料金及び水道料金（下水道使用料を含む。）
- 2 前項に規定する経費又は資金であって、常時必要とするものについては、1箇月分以内の資金を前渡することができる。
（前渡金管理者）
- 第 24 条 前条に規定する経費の資金前渡を受ける者は、当該経費の執行に係る各課長等とする。
- 2 資金前渡を受けようとするときは、横浜市下水道事業予算規則（令和 6 年 6 月横浜市規則第 58 号。以下「予算規則」という。）第 8 条第 4 項の規定によるほか、資金前渡の決定に係る執行伺に次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 前渡金管理者
- (2) 根拠法令
- (3) その他必要な事項
（前渡金管理者の事務処理等）
- 第 25 条 前渡金管理者は、前渡金受払簿を備えて整理しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、前渡金受払簿への記載を省略することができる。
- (1) 旅費
- (2) 横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 10 月横浜市条例第 24 号）第 11 条の旅行に係る費用弁償
- (3) 口座振替による電気料金、ガス料金、放送受信料、通信回線使用料並びに電話使用料及び通話料
- (4) 前渡金を受領後、直ちに全額支払う経費
- 3 第 23 条第 2 項に規定する経費の資金前渡を受けた前渡金管理者は、確実な金融機関に預金しなければならない。ただし、直ちに支払を要する場合の現金については、この限りでない。
（前渡金管理者に対する検査）
- 第 26 条 局長は、金銭企業出納員をして、前渡金管理者の行う出納及び保管に関する事務を検査させることができる。
（前渡金の精算）
- 第 27 条 前渡金管理者は、精算書を作成し、次に掲げるところにより領収書又は支払を証する書類及び第 21 条第 1 項の規定に準ずる書類（以下「領収書等」という。）を添え、金銭企業出納員に送付しなければならない。
- (1) 毎月必要とする経費については、翌月 14 日までに送付すること。
- (2) 令第 21 条の 5 第 1 項第 1 号に掲げる経費については、帰国し

た日の翌日から起算して 14 日以内に送付すること。

(3) 前 2 号の経費以外の経費については、用件を終了した日の翌日から起算して 14 日以内に送付すること。

2 前項の規定にかかわらず、旅費及び費用弁償の精算手続については、別に定める。

3 前渡金管理者は、精算残金があるときは、速やかに、これを戻入しなければならない。

(前渡金管理者の引継ぎ)

第 28 条 前渡金管理者の交代があった場合においては、前任者は、速やかに後任者に引き継がなければならない。

(概算払)

第 29 条 令第 21 条の 6 第 1 号から第 4 号までに規定する経費及び次に掲げる経費については、概算払をすることができる。

(1) 保険料

(2) 委託費のうち概算払を必要とする経費

(3) 本市に損害賠償責任があることが明らかである事件に係る損害賠償金の支払に要する経費

2 概算払をするときには、予算規則第 8 条第 4 項の規定によるほか、概算払の決定に係る執行伺に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 根拠法令

(2) その他必要な事項

(概算払の精算)

第 30 条 概算払を受けた者は、用件を終了した日の翌日から起算して 30 日以内に、領収書等を添え、精算に係る報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書を受理したときは、精算書を作成し、金銭企業出納員に送付しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、概算払による旅費（費用弁償を除く。）の精算手続については、別に定める。

(前金払)

第 31 条 令第 21 条の 7 第 1 号から第 7 号までに規定する経費及び次に掲げる経費については、前金払をすることができる。

(1) 補償金

(2) 保険料

(3) 民事訴訟、行政争訟又は民事調停に要する経費

2 前金払をするときには、予算規則第 8 条第 4 項の規定によるほか、前金払の決定に係る執行伺に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 根拠法令

(2) その他必要な事項

3 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社により同条第 2 項に規定する前払金の保証がされた工事に要する経費は、市長がその必要があると認めるときは、別に規則で定めるところにより、前払金を払うことができる。

（現金払）

第 32 条 金銭企業出納員は、出納取扱金融機関をして現金で支払をさせるときは、債権者に対し領収書と引換えに支払票を交付するとともに、出納取扱金融機関に支払票番号を記載した支払通知書を送付しなければならない。

2 出納取扱金融機関は、支払通知書の送付があったときは、支払通知書の支払票番号と支払票を照合の上、支払票持参人に現金の支払をしなければならない。

（領収書）

第 33 条 金銭企業出納員は、債権者に現金で支払をし、又は出納取扱金融機関に現金で支払をさせるときは、債権者から領収書を徴さなければならない。

（口座振替払）

第 34 条 令第 21 条の 10 の規定により管理者が定める金融機関は、出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関とする。

2 金銭企業出納員は、口座振替の方法により支出するときは、口座振替通知書に、次に掲げる書類のいずれかを添え、又はこれに代わる電磁的記録を送付して、出納取扱金融機関に通知しなければならない。

(1) 振込依頼書

(2) 債権者の発行した納入書等又はこれに準ずるもの

3 金銭企業出納員は、前項の口座振替通知書を送付したときは、出納取扱金融機関から口座振替済報告書を受領しなければならない。ただし、前項第 2 号に掲げる書類を添付した口座振替通知書を送付した場合は、口座振替済報告書を受領を要しない。

（預金の現在高照合）

第 35 条 銀行預金は、毎月末現在において当該銀行の通帳又は現在高照明書と帳簿を照合しなければならない。

（印鑑の通知）

第 36 条 金銭企業出納員は、公金の支払に使用する印鑑を出納取扱金融機関に通知しなければならない。通知した印鑑を変更したときも、同様とする。

第 3 節 振替

（振替伝票）

第 37 条 各課長等は、科目振替の事由が発生した場合は、遅滞なく振替伝票を発行しなければならない。

2 発行した振替伝票は、金銭企業出納員に提出しなければならない。

第 4 章 出納取扱金融機関等

第 38 条 令第 22 条の 2 第 1 項の規定により、出納取扱金融機関に公金の収納及び支払の事務を取り扱わせ、収納取扱金融機関に公金の収納の事務を取り扱わせる。

2 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関における公金の取扱事務については、法令及び契約に定めるところによる。

第 5 章 固定資産

(固定資産の範囲)

第 39 条 下水道事業の会計において固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産 土地、立木、建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産（ファイナンス・リース取引に係るもの（リース物件の重要性が乏しいものを除く。）に限る。以下同じ。）及び建設仮勘定

(2) 無形固定資産 借地権、地上権、施設利用権その他これらに準ずる権利で、有償で取得したもの、リース資産及び建設仮勘定

(3) 投資その他の資産 投資有価証券、長期貸付金その他これらに準ずるもの

(固定資産の管理)

第 40 条 経理課長は、固定資産の管理の総括をする。

2 各課長等は、善良な管理者の注意をもってその所管する固定資産を管理しなければならない。

3 経理課長は、固定資産台帳を備えて整理しなければならない。

(事故報告)

第 41 条 各課長等は、天災その他の事由により、その所管する固定資産の滅失又は損傷を発見した場合は、遅滞なく局長に報告しなければならない。

(預り証)

第 42 条 局等の庶務担当係長は、修理（改造等を含む。）又は保管のために固定資産のうち動産を引き渡すときは、預り証を徴しなければならない。

(売却又は廃棄)

第 43 条 事業上不要又は過剰な固定資産は、適時売却することができる。

- 2 損傷その他のため用途を喪失し、又は売却価値がない固定資産は、廃棄することができる。

第 6 章 雑則

(様式)

- 第 44 条 この規則の規定による書類等の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則を廃止する規則（令和 6 年 6 月横浜市規則第 63 号）による廃止前の地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 34 号。以下「旧規則」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則第 5 条第 2 項の規定により現金取扱員に任命されている者は、別段の辞令が発せられない限り、この規則第 8 条第 2 項の規定により現金取扱員に任命された者とみなす。

(地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に係る給与及び保険料等支出事務の特例に関する規則の一部改正)

- 4 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に係る給与及び保険料等支出事務の特例に関する規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 34 号。以下「財務規則」を「横浜市下水道事業会計規則（令和 6 年 6 月横浜市規則第 59 号。以下「会計規則」に、「財務規則の」を「会計規則の」に改める。

第 3 条中「財務規則第 34 条第 1 項の規定を除くほか財務規則第 3 章第 2 節」を「会計規則第 3 章第 1 節」に、「適用しない」を「、適用しない」に改める。

第 5 条第 2 項中「財務規則第 48 条」を「会計規則第 21 条」に、「または」を「又は」に改める。

第 8 条第 2 項中「財務規則第 57 条から第 59 条まで」を「会計規則第 25 条から第 27 条まで」に改める。

横浜市下水道事業物品規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 60 号

横浜市下水道事業物品規則

(趣旨)

第 1 条 下水道事業の物品取扱事務については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 物品 下水道事業の所有又は管理に属する動産のうち、次に掲げるもの以外のものをいう。

ア 公有財産に属するもの

イ 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）

ウ 文書

(2) 財務会計システム 下水道事業の予算の編成及び執行並びに会計に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。

(物品管理の原則)

第 3 条 物品の取得、使用、処分その他物品の管理に関する事務を行う職員は、この規則その他物品の管理に関する法令の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもってその事務を処理しなければならない。

2 物品は、常に善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、その目的及び用途に従い、最も効果的に使用しなければならない。

3 物品は、売却を目的とするもの又は不用の決定をしたものでなければ、売却することができない。

4 物品は、貸付を目的とするもの又は貸し付けても下水道事業の事務若しくは事業に支障を及ぼさないと認められるものでなければ、貸し付けることができない。

(財務会計システムによる事務処理)

第 4 条 この規則の規定により行うこととされている通知、帳簿の作成その他の手続で、別に定めるものについては、財務会計システムに登録する方法により行うものとする。

(物品の分類)

第 5 条 物品は、次の区分により分類整理しなければならない。

(1) たな卸資産 たな卸経理を行うべきもの

(2) 企業備品 地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）

第 16 条 第 3 項 の 資 産 勘 定 に お い て 、 固 定 資 産 の う ち の 車 両 運 搬 具 又 は 工 具 、 器 具 及 び 備 品 に 区 分 す る も の

(3) 備 品 そ の 性 質 又 は 形 状 を 変 え る こ と な く 、 相 当 長 期 間 に わ た り 使 用 で き る も の (前 2 号 に 該 当 す る も の を 除 く 。)

(4) 消 耗 品 短 期 間 の 使 用 に よ っ て そ の 性 質 若 し く は 形 状 を 変 え 、 又 は そ の 全 部 若 し く は 一 部 を 消 耗 す る も の 、 実 験 用 材 料 と し て 使 用 す る も の 及 び 贈 与 を 目 的 と す る も の (第 1 号 及 び 第 2 号 に 該 当 す る も の を 除 く 。)

2 前 項 に 規 定 す る 備 品 と 消 耗 品 の 区 分 の 基 準 の 決 定 は 、 別 に 定 め る 。

(物 品 企 業 出 納 員 の 設 置 等)

第 6 条 下 水 道 河 川 局 に 地 方 公 営 企 業 法 (昭 和 27 年 法 律 第 292 号)

第 28 条 第 1 項 に 規 定 す る 企 業 出 納 員 と し て 、 物 品 企 業 出 納 員 を 置 く 。

2 物 品 企 業 出 納 員 は 、 下 水 道 河 川 局 総 務 部 経 理 課 長 (以 下 「 経 理 課 長 」 と い う 。) を も っ て 充 て る 。

3 物 品 企 業 出 納 員 は 、 下 水 道 事 業 に 係 る 物 品 の 出 納 及 び 管 理 に 関 す る 事 務 を つ か さ ざ る 。

4 下 水 道 事 業 に 係 る 物 品 の 出 納 及 び 管 理 に 関 す る 事 務 は 、 物 品 企 業 出 納 員 に 委 任 す る 。

5 市 長 は 、 物 品 企 業 出 納 員 に 事 故 が あ る と き は 、 他 の 職 員 を 物 品 企 業 出 納 員 に 命 ず る こ と が で き る 。

(物 品 分 任 企 業 出 納 員 の 設 置 等)

第 7 条 下 水 道 事 業 を 行 う 部 局 (以 下 「 局 等 」 と い う 。) に 物 品 分 任 企 業 出 納 員 を 置 く 。

2 物 品 分 任 企 業 出 納 員 は 、 下 水 道 河 川 局 各 課 長 (経 理 課 長 を 除 く 。) 、 下 水 道 河 川 局 下 水 道 管 路 部 下 水 道 事 務 所 長 、 下 水 道 河 川 局 下 水 道 施 設 部 各 下 水 道 施 設 部 各 水 再 生 セ ン タ ー 長 、 下 水 道 河 川 局 下 水 道 施 設 部 各 下 水 道 セ ン タ ー 長 及 び 各 土 木 事 務 所 副 所 長 を も っ て 充 て る 。

3 物 品 企 業 出 納 員 は 、 各 所 管 に 係 る 物 品 の 出 納 及 び 管 理 に 関 す る 事 務 を 物 品 分 任 企 業 出 納 員 に 委 任 す る 。

4 市 長 は 、 物 品 分 任 企 業 出 納 員 に 事 故 が あ る と き は 、 他 の 職 員 を 物 品 分 任 企 業 出 納 員 に 命 ず る こ と が で き る 。

(物 品 取 扱 員 の 設 置 等)

第 8 条 局 等 に 物 品 取 扱 員 を 置 く 。

2 物 品 取 扱 員 は 、 局 等 の 庶 務 担 当 係 長 を も っ て 充 て る 。

3 物 品 取 扱 員 は 、 物 品 企 業 出 納 員 又 は 物 品 分 任 企 業 出 納 員 (以 下 「 物 品 企 業 出 納 員 等 」 と い う 。) の 命 を 受 け 、 物 品 の 管 理 に 関 す る 事 務 を 取 り 扱 う 。

(物 品 の 受 入 れ 及 び 交 付)

第 9 条 下水道河川局長（以下「局長」という。）は、物品の受入れを必要とするときは、物品企業出納員等に通知しなければならない。ただし、次に掲げる物品については、この限りでない。

- (1) 購入後直ちに消費し、又は贈与するもの
- (2) 官報、公報、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物で保存する必要のないもの
- (3) 直ちに配布するために購入し、又は作成する印刷物その他これに類する物品
- (4) 苗、苗木、種子、肥料等で購入後直ちに植付け、施肥等をするもの
- (5) 前各号に規定するもののほか、別に定める物品

2 物品企業出納員等は、物品を受け入れたときは、速やかに、これを物品取扱員へ交付しなければならない。

（物品の返納及び処分）

第 10 条 物品企業出納員等は、その所管に属する物品（企業備品を除く。）を使用する必要がなくなったとき又は使用することができなくなったときは、局長に不用の決定を請求しなければならない。

2 局長は、前項の規定による請求を受けたときは、これを審査の上、不用の決定を行うものとする。

3 局長は、前項に規定する不用の決定を行った物品を、売却により処分しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するものについては、廃棄その他の方法により処分することができる。

- (1) 売却価額がその費用を償えないもの
- (2) 買受人のないもの
- (3) その他売却に適しないもの

4 前項の規定により物品（たな卸資産及び備品に限る。）を処分するときは、物品企業出納員等に通知しなければならない。

（備品の亡失及び損傷）

第 11 条 物品企業出納員等は、その所管に属する備品について亡失、損傷その他の事故が発生したときは、局長に報告しなければならない。

（物品の所管換）

第 12 条 物品企業出納員等は、物品の効率的な使用のため必要があると認めるときは、物品企業出納員等の間において、物品の所管を移すことができる。

（物品の貸付け等）

第 13 条 物品を貸し付ける場合においては、物品取扱員は、当該物品の貸付けを決定した書類により、当該貸付けがこの規則その他の法令に違反しないか、及び契約の内容と相違しないかを審査し

なければならない。

2 物品取扱員は、企業備品又は備品を貸し付けるとき（修理、改造等のため一時的に職員以外の者に引き渡すときを含む。）又は貸し付けた企業備品又は備品の返還を受けるときは、当該備品の貸付状況を記録するものとする。

3 物品の交換、譲渡及び貸付けについては、財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例（昭和 39 年 3 月横浜市条例第 6 号）及び前 2 項に定めるもののほか、横浜市公有財産規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 60 号）の規定を準用する。

（預り証）

第 14 条 物品取扱員は、修理（改造等を含む。）又は保管のために貯蔵品（たな卸資産のうち、常時必要とするものをいう。）を引き渡すときは、預り証を徴しなければならない。

（物品取扱員の管理責任等）

第 15 条 物品取扱員は、物品企業出納員等から交付を受けた物品の点検及び整理をし、常に良好な状態を維持しなければならない。

2 物品取扱員は、その管理に係る物品について、物品を使用する者を指導し、及び監督しなければならない。

3 物品を使用する者は、その物品を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

（たな卸資産等の整理）

第 16 条 物品取扱員は、その所管に属するたな卸資産を受払簿により整理しなければならない。

2 物品取扱員は、その所管に属する備品を備品管理簿により整理しなければならない。

（企業備品等の表示）

第 17 条 物品取扱員は、その所管に属する企業備品及び備品について、照合、点検及び実態の掌握を容易にするため、品名、備品番号等を記載した整理票を貼付しなければならない。ただし、これにより整理し難いものについては、企業備品にあつては横浜市下水道事業会計規則（令和 6 年 6 月横浜市規則第 59 号）第 40 条第 3 項の固定資産台帳に、備品にあつては前条第 2 項の備品管理簿に品質、形状等を詳細に記入し、現品と容易に照合することができるようにしておかなければならない。

（監督）

第 18 条 物品企業出納員等は、物品取扱員の所掌事務を監督しなければならない。

（引継ぎ）

第 19 条 物品企業出納員等又は物品取扱員の交代があつた場合においては、前任者は、速やかに後任者にその事務及び物品を引き継

がなければならない。

- 2 前項の規定による引継ぎを行う場合において、前任者が死亡その他の事故により引継ぎをすることができないときは、局長は、他の職員に命じて引継ぎをさせなければならない。

(様式)

第 20 条 この規則の規定による書類等の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則を廃止する規則（令和 6 年 6 月横浜市規則第 63 号）による廃止前の地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 34 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

横 浜 市 民 生 委 員 の 定 数 に 関 する 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 6 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 61 号

横 浜 市 民 生 委 員 の 定 数 に 関 する 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 民 生 委 員 の 定 数 に 関 する 条 例 施 行 規 則 (平 成 27 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 18 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

本 則 中 「 4,213 人 」 を 「 4,214 人 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 6 年 7 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市下水道事業定期支出金支出事務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 62 号

横浜市下水道事業定期支出金支出事務の特例に関する規則の一部を改正する規則

横浜市下水道事業定期支出金支出事務の特例に関する規則（平成 11 年 3 月横浜市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 34 号）」を「横浜市下水道事業会計規則（令和 6 年 6 月横浜市規則第 59 号。以下「会計規則」という。）」に改める。

第 2 条中「金銭企業出納員」を「市長」に、「の各号のいずれにも」を「に掲げる要件に」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(5) 債権者から当該経費について定期的に支払われることを求める旨の申出があること。

第 3 条第 1 項中「主管課長（これに相当する職にある者を含む。以下同じ。）は、前条各号のいずれにも」を「市長は、前条の規定に」に、「の支出に関する事務を金銭企業出納員に依頼しよう」を「に係る内容を財務会計システム（会計規則第 2 条第 4 号に規定する財務会計システムをいう。）に登録しよう」に、「（第 1 号様式）に、当該経費の支出」を「に、当該定期支出金」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 金銭企業出納員は、当該定期支出金が前条に規定する定期支出金の支出要件に該当するかどうかについて審査しなければならない。

第 4 条を次のように改める。

（定期支出金調書の作成）

第 4 条 市長は、毎月、定期支出金に係る当該月の支出予定額及びその内訳に関する債務が確定し、又は支払義務があることを確認した上で、定期支出金調書を作成しなければならない。

第 5 条第 1 項中「経理課長は、毎月 10 日までに前条第 2 項の規定により債務が確定し、かつ、支払義務があることが確認された全ての」を「市長は、前条の規定により確認した」に改め、「の合計額」を削り、「（第 3 号様式）の発行手続をしなければ」を「を発行しなければ」に改め、同条第 2 項中「及び前条第 2 項の規定により認印を押した」を「（以下「検査調書等」という。）及び」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、金銭企業出納員が、検査調書等の添付がなくてもその

債務が確定し、又は支払義務があることを確認することができる
と認める場合は、その全部又は一部の添付を省略することができる。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(様式)

第 6 条 この規則の規定による書類等の様式は、別に定める。

第 1 号様式から第 3 号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則を
廃止する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市規則第 63 号

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財
務規則を廃止する規則

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則（
昭和 39 年 3 月横浜市規則第 34 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

横浜市下水道事業公共料金等支出事務の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 64 号

横浜市下水道事業公共料金等支出事務の特例に関する規則を廃止する規則

横浜市下水道事業公共料金等支出事務の特例に関する規則（平成 11 年 3 月横浜市規則第 24 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

告示

横浜市告示第 261 号

横浜市財政事情及び公営企業の業務状況の公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項、横浜市財政事情の公表に関する条例（昭和 39 年 3 月横浜市条例第 21 号）及び横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例（平成 26 年 6 月横浜市条例第 29 号）並びに地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2、横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年 12 月横浜市条例第 60 号）、横浜市下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年 12 月横浜市条例第 61 号）、横浜市埋立事業の設置等に関する条例（昭和 41 年 12 月横浜市条例第 62 号）、横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年 12 月横浜市条例第 64 号）及び横浜市交通事業の設置等に関する条例（昭和 41 年 12 月横浜市条例第 65 号）に基づき、横浜市財政事情及び公営企業の業務状況を別冊のとおり公表する。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山中竹春

横浜市告示第 262 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山中竹春

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（令和 2 年 2 月横浜市告示第 40 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 6 年 4 月 10 日	N P O 法人多 文化共生教育 ネットワーク かながわ	栄区小菅ケ谷一 丁目 2 番 1 号	(新)平成 31 年 3 月 1 日 から令和 11 年 2 月 28 日まで
			(旧)平成 31 年 3 月 1 日 から令和 6 年 2 月 29 日まで

横浜市告示第 263 号

指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、収納事務を委託した。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
社会福祉法人光友会
理事長 五十嵐 紀 子
- 2 指定公金事務取扱者の事務所の所在地
神奈川県藤沢市瀬郷 1,008 番地の 1
- 3 指定公金事務取扱者に委託した収納事務に係る歳入
「障害福祉のあんない」売払代金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 6 年 6 月 1 日
- 5 収納事務の委託をした日
令和 6 年 6 月 1 日

横浜市告示第 264 号

指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、収納事務を委託した。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
株式会社エネルギーまちづくり社
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
東京都港区芝 2 丁目 9 番 3 号 2 階
- 3 指定公金事務取扱者に委託した収納事務に係る歳入
よこはま健康・省エネ住宅事業者登録制度にかかる技術講習会
テキスト売払代金
- 4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日
令和 6 年 5 月 2 日
- 5 収納事務の委託をした日
令和 6 年 5 月 7 日

横 浜 市 告 示 第 265 号

車 両 制 限 令 第 3 条 第 1 項 第 2 号 イ の 規 定 に 基 づ く 道 路 の
指 定

車 両 制 限 令 (昭 和 36 年 政 令 第 265 号) 第 3 条 第 1 項 第 2 号 イ の 規
定 に 基 づ き 、 通 行 す る 車 両 の 総 重 量 の 最 高 限 度 が 車 両 の 長 さ 及 び 軸
距 に 応 じ 最 大 25 ト ン で あ る 道 路 を 、 次 の と お り 指 定 す る 。

令 和 6 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 指 定 す る 道 路 の 路 線 名 及 び 区 間

路 線 名	区 間
市 道 宝 町 第 8 号 線	鶴 見 区 大 黒 町 43 番 の 19 地 先 から 同 区 同 町 同 番 の 13 地 先 まで
市 道 山 下 町 第 160 号 線 の 一 部	中 区 新 山 下 二 丁 目 3 番 の 4 地 先 から 同 区 新 山 下 一 丁 目 2 番 の 14 地 先 まで

2 指 定 す る 期 日

令 和 6 年 7 月 1 日

横浜市告示第 266 号

車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づく道路の指定及び同令第 10 条第 1 項に定める通行方法の告示

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ が 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を、次のとおり定める。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
市道新吉田第 403 号線の一部	港北区北新横浜二丁目 114 番地先から 同 区小机町 3,271 番の 9 地先まで
市道長島大竹線の一部	港北区新羽町 1,131 番の 4 地先から 同 区北新横浜二丁目 8 番の 17 地先まで
市道東方町第 349 号線の一部	都筑区川向町 2,003 番の 19 地先から 同 区同 町 943 番の 1 地先まで
市道東方町第 355 号線	都筑区川向町 2,003 番の 15 地先から 同 区同 町 2,002 番の 5 地先まで

2 指定する期日

令和 6 年 7 月 1 日

3 通行方法

1 の道路を通行する高さ が 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23 メートル以上、縦寸法 0.12 メートル以上（又は、横寸法 0.12 メートル以上、縦寸法 0.23 メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので

、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

横浜市告示第 267 号

市道路線の認定

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山中竹春

路線名	起 終	点 点
北寺尾 第 502 号線	鶴見区馬場一丁目 1,152 番の 1 地先 同 区同 1,148 番の 7 地先	
羽沢 第 341 号線	神奈川区羽沢南三丁目 410 番の 93 地先 同 区同 同 番の 85 地先	
羽沢 第 342 号線	神奈川区羽沢南三丁目 410 番の 128 地先 同 区同 同 番の 93 地先	
羽沢 第 343 号線	神奈川区羽沢南三丁目 410 番の 128 地先 同 区同 同 番の 81 地先	
西戸部 第 562 号線	西区西戸部町 1 丁目 57 番の 57 地先 同 区同 町同 同 番の 63 地先	
西戸部 第 563 号線	西区西戸部町 1 丁目 57 番の 50 地先 同 区同 町同 同 番の 6 地先	
笹下 第 613 号線	港南区上大岡西三丁目 685 番の 85 地先 同 区同 同 番の 97 地先	
上星川 第 518 号線	保土ヶ谷区星川三丁目 458 番の 5 地先 同 区同 545 番の 2 地先	
三ツ沢 第 399 号線	保土ヶ谷区星川二丁目 246 番の 31 地先 同 区同 同 番の 46 地先	
三ツ沢 第 400 号線	保土ヶ谷区星川二丁目 249 番の 14 地先 同 区同 同 番の 29 地先	
三ツ沢 第 401 号線	保土ヶ谷区星川二丁目 161 番の 2 地先 同 区同 同 番の 6 地先	
天王町	保土ヶ谷区星川一丁目 37 番の 16 地先	

第 412 号線	同 区同 55 番の 1 地先
高田 第 563 号線	港北区新吉田東四丁目 3,686 番の 1 地先 同 区新吉田町 3,537 番の 1 地先
高田 第 564 号線	港北区新吉田町 3,585 番の 3 地先 同 区新吉田東四丁目 3,632 番地先
新吉田 第 517 号線	港北区新吉田町 3,626 番の 1 地先 同 区同 町 3,589 番の 3 地先
北八朔北部 第 397 号線	緑区西八朔町 68 番の 5 地先 同区同 町 54 番の 20 地先
美しが丘西 第 369 号線	青葉区元石川町 6,366 番の 5 地内 同 区同 町 6,300 番の 6 地内
つつじが丘 第 430 号線	青葉区さつきが丘 24 番の 33 地先 同 区同 同番の 29 地先

横浜市告示第 268 号

市道路線の廃止

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山中竹春

路線名	起 終	点 点
北寺尾 第 284 号線	鶴見区馬場一丁目 1,151 番の 6 地先 同 区同 同 番の 3 地先	
北寺尾 第 289 号線	鶴見区馬場一丁目 1,151 番の 13 地先 同 区同 同 番の 3 地先	
片倉 第 66 号線	神奈川区三枚町 138 番の 5 地先 同 区同 町 140 番の 29 地先	
上星川 第 411 号線	保土ヶ谷区星川三丁目 545 番の 1 地先 同 区同 544 番の 3 地先	
上星川 第 418 号線	保土ヶ谷区星川三丁目 458 番の 1 地先 同 区同 544 番の 3 地先	
三ツ沢 第 223 号線	保土ヶ谷区星川二丁目 319 番の 5 地先 同 区星川三丁目 451 番の 14 地先	
三ツ沢 第 232 号線	保土ヶ谷区星川三丁目 454 番の 6 地先 同 区同 452 番の 1 地先	
三ツ沢 第 299 号線	保土ヶ谷区星川二丁目 304 番の 1 地先 同 区同 318 番の 2 地先	
三ツ沢 第 300 号線	保土ヶ谷区星川二丁目 246 番の 17 地先 同 区同 同 番の 43 地先	
三ツ沢 第 301 号線	保土ヶ谷区星川二丁目 161 番の 2 地先 同 区同 168 番の 2 地先	
天王町 第 5 号線	保土ヶ谷区星川二丁目 161 番の 16 地先 同 区星川一丁目 58 番の 17 地先	
天王町	保土ヶ谷区星川一丁目 57 番の 5 地先	

第 12 号線	同 区同 37 番の 16 地先
天王町 第 90 号線	保土ヶ谷区星川一丁目 14 番の 20 地先 同 区同 同番の 10 地先
天王町 第 93 号線	保土ヶ谷区神戸町 145 番の 1 地先 同 区同 町 134 番地先
天王町 第 94 号線	保土ヶ谷区神戸町 167 番の 5 地先 同 区同 町 153 番の 2 地先
平潟 第 32 号線	金沢区町屋町 122 番地先 同 区同 町 165 番の 1 地先
高田 第 128 号線	港北区新吉田町 3,573 番の 1 地先 同 区新吉田東四丁目 3,632 番地先
高田 第 392 号線	港北区新吉田東三丁目 3,709 番の 17 地先 同 区新吉田東四丁目 3,689 番の 7 地先
高田 第 455 号線	港北区新吉田東四丁目 3,687 番の 3 地先 同 区同 3,692 番の 26 地先
高田 第 461 号線	港北区新吉田東四丁目 3,656 番の 2 地先 同 区同 3,692 番の 26 地先
高田 第 465 号線	港北区新吉田町 3,657 番の 2 地先
高田 第 466 号線	港北区新吉田町 3,594 番の 3 地先 同 区同 町 3,597 番の 1 地先
新羽 第 69 号線	港北区新吉田町 3,624 番の 2 地先 同 区同 町 3,589 番の 3 地先
新羽 第 138 号線	港北区新吉田町 3,500 番の 7 地先 同 区同 町 3,583 番の 3 地先
新吉田 第 187 号線	港北区大倉山六丁目 2,250 番の 1 地先 同 区同 2,258 番の 1 地先
新吉田 第 223 号線	港北区大倉山六丁目 3,090 番の 1 地先 同 区新吉田東七丁目 3,091 番の 1 地先
新吉田 第 225 号線	港北区新羽町 2,023 番の 1 地先

新吉田 第 226 号線	港北区新羽町 7,080 番の 2 地先 同 区同 町 7,100 番の 3 地先
新吉田 第 227 号線	港北区新羽町 2,011 番の 1 地先 同 区同 町 7,078 番の 1 地先
新吉田 第 228 号線	港北区大倉山六丁目 2,241 番の 3 地先 同 区同 2,240 番地先
新吉田 第 234 号線	港北区大倉山六丁目 2,241 番の 3 地先 同 区同 2,237 番地先
新吉田 第 235 号線	港北区大倉山六丁目 2,235 番の 2 地先 同 区同 2,237 番地先
新吉田 第 240 号線	港北区大倉山六丁目 3,088 番の 2 地先 同 区同 3,084 番の 1 地先
新吉田 第 242 号線	港北区大倉山六丁目 3,087 番の 1 地先 同 区同 3,006 番地先
新吉田 第 243 号線	港北区大倉山六丁目 3,006 番地先 同 区同 3,002 番の 2 地先
新吉田 第 324 号線	港北区大倉山六丁目 3,008 番地先 同 区同 2,994 番の 2 地先
つつじが丘 第 348 号線	緑区西八朔町 68 番の 5 地先 同区同 町 54 番の 20 地先
つつじが丘 第 382 号線	緑区十日市場町 510 番の 1 地先
つつじが丘 第 384 号線	緑区十日市場町 508 番の 4 地先 同区いぶき野 29 番の 8 地先
北八朔北部 第 239 号線	青葉区さつきが丘 24 番の 33 地先 同 区同 同番の 29 地先
名瀬 第 111 号線	戸塚区名瀬町 2,508 番の 18 地先 同 区同 町同 番の 14 地先
平戸 第 1 号線	戸塚区川上町 560 番の 14 地先 同 区同 町 563 番の 1 地先
汲沢	戸塚区汲沢三丁目 1,719 番の 1 地先

第 192 号線	
岡津 第 518 号線	泉区岡津町 1,010 番の 4 地先 同区同 町 974 番の 14 地先

横浜市告示第 269 号

市道区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の決定及び供用開始の期日

令和 6 年 6 月 25 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
		m	m
北寺尾 第 502 号線	鶴見区馬場一丁目 1,152 番の 1 地先から 同 区同 1,148 番の 7 地先まで	7.00	33.05
羽沢 第 341 号線	神奈川区羽沢南三丁目 410 番の 93 地先から 同 区同 同 番の 85 地先まで	6.27 ないし 10.18	81.63
羽沢 第 342 号線	神奈川区羽沢南三丁目 410 番の 128 地先から 同 区同 同 番の 93 地先まで	4.50 ないし 8.14	47.78
羽沢 第 343 号線	神奈川区羽沢南三丁目 410 番の 128 地先から 同 区同 同 番の 81 地先まで	4.87 ないし 5.34	63.00
西戸部 第 562 号線	西区西戸部町 1 丁目 57 番の 57 地先から 同 区同 町同 同 番の 63 地先まで	1.85 ないし 3.29	57.15
西戸部 第 563 号線	西区西戸部町 1 丁目 57 番の 50 地先から 同 区同 町同 同 番の 6 地先まで	8.05 ないし 8.63	43.37
笹下 第 613 号線	港南区上大岡西三丁目 685 番の 85 地先から 同 区同 同 番の 97 地先まで	4.00 ないし 4.45	90.67
上星川 第 518 号線	保土ヶ谷区星川三丁目 458 番の 5 地先から 同 区同 545 番の 2 地先まで	4.94 ないし 4.97	22.08
三ツ沢 第 399 号線	保土ヶ谷区星川二丁目 246 番の 31 地先から 同 区同 同 番の 46 地先まで	13.51 ないし 14.07	127.27

三ツ沢 第 400 号線	保土ヶ谷区星川二丁目 249 番の 14 地先から 同 区同 同 番の 29 地先まで	2.00 ないし 8.75	75.38
三ツ沢 第 401 号線	保土ヶ谷区星川二丁目 161 番の 2 地先から 同 区同 同 番の 6 地先まで	14.41 ないし 15.63	62.76
天王町 第 412 号線	保土ヶ谷区星川一丁目 37 番の 16 地先から 同 区同 55 番の 1 地先まで	8.21 ないし 10.31	147.06
高田 第 563 号線	港北区新吉田東四丁目 3,686 番の 1 地先から 同 区新吉田町 3,537 番の 1 地先まで	6.56 ないし 15.49	95.26
高田 第 564 号線	港北区新吉田町 3,585 番の 3 地先から 同 区新吉田東四丁目 3,632 番地先まで	3.52 ないし 7.21	124.39
新吉田 第 517 号線	港北区新吉田町 3,626 番の 1 地先から 同 区同 町 3,589 番の 3 地先まで	1.82 ないし 2.92	49.13
北八朔北部 第 397 号線	緑区西八朔町 68 番の 5 地先から 同 区同 町 54 番の 20 地先まで	1.80 ないし 3.83	182.65
つつじが丘 第 430 号線	青葉区さつきが丘 24 番の 33 地先から 同 区同 同 番の 29 地先まで	5.00 ないし 5.03	52.06

横浜市告示第 270 号

市道区域の決定

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の決定の期日

令和 6 年 6 月 25 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員 m	延長 m
美しが丘西 第 369 号線	青葉区元石川町 6,366 番の 5 地内から 同 区同 町 6,300 番の 6 地内まで	22.00	353.00

横浜市告示第 271 号

市道区域の供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の供用開始の期日

令和 6 年 6 月 25 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員 m	延長 m
三ツ沢 第 224 号線	保土ヶ谷区星川二丁目 322 番の 12 地先から 同 区星川三丁目 451 番の 10 地先まで	4.50	10.71

横浜市告示第 272 号

県道区域の変更

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更の期日

令和 6 年 6 月 25 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
東京大師横浜	旧	鶴見区生麦三丁目 555 番の 5 地先から 同 区同 同 番の 71 地先まで	28.98 ないし 30.86 m	28.63 m
	新	同	26.79 ないし 28.91	同

横 浜 市 告 示 第 273 号

市 道 区 域 の 変 更 及 び 供 用 の 開 始

道 路 法 (昭 和 27 年 法 律 第 180 号) 第 18 条 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の よう に 道 路 の 区 域 を 変 更 し 、 及 び そ の 供 用 を 開 始 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 道 路 局 道 路 部 路 政 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 道 路 区 域 の 変 更 及 び 供 用 開 始 の 期 日

令 和 6 年 6 月 25 日

2 路 線 名 及 び 道 路 の 区 域

路 線 名	旧・新の別	区 間	幅 員	延 長
末吉橋 第 1 号線	旧	鶴見区矢向六丁目34番の5地先から 同 区同 5番の1地先まで	8.12 ないし 10.64	93.74
	新	同	同	同
北寺尾 第 276 号線	旧	鶴見区馬場一丁目 1,151 番の4地先から 同 区同 1,478 番の1地先まで	1.83 ないし 3.21	127.73
	新	同	3.22 ないし 4.60	同
北寺尾 第 279 号線	旧	鶴見区馬場一丁目 1,497 番の13地先から 同 区同 1,478 番の9地先まで	1.88 ないし 1.93	97.04
	新	鶴見区馬場一丁目 1,497 番の13地先から 同 区同 1,478 番の1地先まで	3.20 ないし 4.66	93.57
	旧	鶴見区馬場一丁目 1,151 番地先から 同 区同 1,482 番の1地先まで	3.61 ないし 3.66	54.38
	新	同	4.05 ないし	同

北寺尾 第 282 号線	旧	鶴見区馬場一丁目 1,478 番の 1 地先から 同 区同 1,496 番の 1 地先まで	4.52 3.62 ないし 3.65	51.92
	新	同	4.07 ないし 4.11	同
東本郷 第 343 号線	旧	神奈川区菅田町 358 番の 18 地先から 同 区同 町 353 番の 7 地先まで	1.83 ないし 1.95	43.53
	新	同	4.12 ないし 6.75	同
片倉 第 310 号線	旧	神奈川区神大寺四丁目 395 番の 1 地先から 同 区同 396 番地先まで	3.69 ないし 3.70	10.43
	新	同	4.56 ないし 4.57	同
羽沢 第 110 号線	旧	神奈川区羽沢南三丁目 410 番の 93 地先から 保土ヶ谷区東川島町 65 番の 18 地先まで	3.62 ないし 4.05	30.43
	新	同	8.12 ないし 8.48	同
羽沢 第 233 号線	旧	神奈川区羽沢南三丁目 385 番の 39 地先から 同 区同 410 番の 85 地先まで	2.80 ないし 2.89	44.01
	新	同	6.22 ないし 19.01	同
高島台 第 292 号線	旧	西区みなとみらい四丁目 101 番の 1 地先から 同区みなとみらい五丁目 1 番の 7 地先まで	40.97 ないし 51.20	11.36
	新	同	40.71 ないし 50.80	同
保土ヶ谷	旧	西区境之谷 98 番の 31 地先から 同区同 99 番の 3 地先まで	1.75 ないし 2.00	27.87

第52号線	新	同	3.64 ないし 3.75	同
保土ヶ谷 第 566 号線	旧	西区境之谷98番の 8 地先から 同区同 87番の52地先まで	3.19 ないし 3.66	22.80
	新	同	4.84 ないし 4.85	同
六ツ川 第 102 号線	旧	南区永田山王台 899 番の 2 地先	4.37 ないし 4.41	7.92
	新	同	4.88 ないし 4.90	同
	旧	南区永田山王台 899 番の 2 地先から 同区同 930 番の 8 地先まで	2.30 ないし 2.49	21.69
	新	同	3.41 ないし 3.48	同
蒔田 第 114 号線	旧	南区平楽22番地先から 同区同 4 番の11地先まで	2.78 ないし 2.79	13.56
	新	同	3.39	同
蒔田 第 118 号線	旧	南区平楽22番の12地先から 同区同 同番地先まで	2.72	22.82
	新	同	3.36 ないし 3.38	同
笹下 第 103 号線	旧	港南区笹下一丁目 324 番の23地先から 同 区上大岡西三丁目 685 番の48地先まで	2.53 ないし 2.55	21.86
	新	同	2.53 ないし 3.29	同

羽沢 第 1 号線	旧	保土ヶ谷区上菅田町 478 番の 7 地先から 同 区同 町 527 番地先まで	3.70 ないし 3.74	14.73
	新	同	4.50 ないし 4.51	同
上星川 第 52 号線	旧	保土ヶ谷区峰岡町 3 丁目 384 番の 47 地先から 同 区常盤台 116 番の 1 地先まで	3.94 ないし 3.95	90.72
	新	同	6.07 ないし 6.22	同
上星川 第 411 号線	旧	保土ヶ谷区星川三丁目 545 番の 7 地先から 同 区同 544 番の 1 地先まで	2.71	23.57
	新	同	3.35	同
上星川 第 414 号線	旧	保土ヶ谷区星川三丁目 523 番の 2 地先から 同 区同 550 番の 4 地先まで	6.00	192.43
	新	同	6.00 ないし 8.78	同
上星川 第 415 号線	旧	保土ヶ谷区星川三丁目 485 番の 2 地先から 同 区同 490 番の 2 地先まで	2.14 ないし 2.23	10.94
	新	同	2.71 ないし 2.78	同
上星川 第 517 号線	旧	保土ヶ谷区星川三丁目 513 番の 1 地先から 同 区同 523 番の 2 地先まで	2.17 ないし 2.29	22.43
	新	同	2.29 ないし 2.84	同
三ツ沢	旧	保土ヶ谷区星川三丁目 452 番の 18 地先から 同 区星川二丁目 304 番の 1 地先まで	6.00	119.40

第 221 号線	新	同	同	同
三ツ沢 第 222 号線	旧	保土ヶ谷区星川三丁目 463 番の 1 地先から 同 区星川二丁目 450 番の 1 地先まで	12.02 ないし 16.10	72.49
	新	同	12.60 ないし 16.02	同
三ツ沢 第 232 号線	旧	保土ヶ谷区星川三丁目 550 番の 4 地先から 同 区同 452 番の 19 地先まで	1.79 ないし 16.35	93.24
	新	同	13.09 ないし 16.37	同
三ツ沢 第 306 号線	旧	保土ヶ谷区星川二丁目 249 番の 32 地先から 同 区同 161 番の 2 地先まで	7.24 ないし 7.29	43.38
	新	同	7.27 ないし 13.00	同
三ツ沢 第 308 号線	旧	保土ヶ谷区星川二丁目 161 番の 6 地先から 同 区神戸町 196 番の 1 地先まで	12.00 ないし 68.00	544.91
	新	同	12.00 ないし 67.94	同
三ツ沢 第 391 号線	旧	保土ヶ谷区鎌谷町 299 番の 76 地先から 同 区同 町同 番の 5 地先まで	6.00	33.34
	新	同	6.00 ないし 6.04	同
天王町 第 12 号線	旧	保土ヶ谷区星川一丁目 58 番の 1 地先から 同 区同 15 番の 1 地先まで	3.70 ないし 8.15	73.54
	新	同	9.62 ないし 12.00	同

天王町 第24号線	旧	保土ヶ谷区神戸町 145 番の 3 地先から 同 区同 町 134 番地先まで	12.12 ないし 17.21	169.90
	新	同	16.79 ないし 19.40	同
天王町 第97号線	旧	保土ヶ谷区天王町 2 丁目 44 番の 1 地先から 同 区同 町同 45 番の 26 地先まで	7.58 ないし 7.77	30.67
	新	同	7.77 ないし 16.00	同
天王町 第 408 号線	旧	保土ヶ谷区天王町 2 丁目 44 番の 58 地先から 同 区同 町同 同番の 1 地先まで	9.51	14.44
	新	同	同	12.59
鶴ヶ峰天王 町線	旧	保土ヶ谷区星川三丁目 461 番の 1 地先から 同 区星川二丁目 304 番の 1 地先まで	7.94 ないし 25.12	291.95
	新	同	13.45 ないし 24.09	同
今宿 第 435 号線	旧	旭区四季美台 103 番の 1 地先から 同区今川町 40 番の 2 地先まで	3.06 ないし 3.38	27.10
	新	同	4.50 ないし 4.52	同
今宿 第 479 号線	旧	旭区今川町 5 番の 5 地先から 同区四季美台 29 番の 40 地先まで	2.27 ないし 3.25	22.70
	新	同	3.45 ないし 4.66	同
東希望が丘	旧	旭区東希望が丘 83 番の 5 地先から 同区同 90 番の 4 地先まで	5.97	2.99

第 378 号線	新	同	同	同
川島町 第 197 号線	旧	旭区小高町60番の1地先から 同区同 町56番の1地先まで	2.49 ないし 2.59	65.96
	新	同	3.50 ないし 3.55	同
川島町 第 254 号線	旧	旭区小高町55番の4地先から 同区同 町同番の3地先まで	4.54	1.11
	新	同	同	同
平潟 第15号線	旧	金沢区町屋町 163 番の 3 地先から 同 区同 町 165 番の 1 地先まで	5.22 ないし 5.73	113.37
	新	同	6.66 ないし 7.22	同
大柵 第 335 号線	旧	港北区新吉田町 3,505 番の 1 地先から 同 区同 町 3,534 番の 3 地先まで	5.28 ないし 5.57	69.47
	新	同	6.49 ないし 6.78	同
高田 第 128 号線	旧	港北区新吉田町 3,538 番地先から 同 区新吉田東三丁目 3,697 番の 1 地先まで	4.23 ないし 4.68	12.59
	新	同	6.25	同
高田 第 454 号線	旧	港北区新吉田東三丁目 3,709 番の 4 地先から 同 区新吉田町 3,621 番の 1 地先まで	22.00 ないし 42.14	342.85
	新	同	22.00 ないし 42.15	362.98

高田 第 559 号線	旧	港北区新吉田町 3,533 番の 3 地先から 同 区新吉田東三丁目 3,697 番の 1 地先まで	9.00 ないし 10.26	126.65
	新	同	9.01 ないし 14.08	128.76
新羽 第 138 号線	旧	港北区新吉田町 3,500 番の 4 地先から 同 区同 町 3,583 番の 1 地先まで	7.53 ないし 7.66	8.23
	新	同	7.60 ないし 8.87	同
新羽 第 287 号線	旧	港北区新吉田東八丁目 2,547 番の 1 地先から 同 区新吉田町 3,621 番の 1 地先まで	8.30 ないし 9.60	43.83
	新	同	9.70 ないし 11.00	同
大倉山 第 179 号線	旧	港北区大倉山一丁目 77 番の 2 地先から 同 区同 372 番の 6 地先まで	3.61 ないし 6.08	43.27
	新	同	3.80 ないし 4.28	同
大倉山 第 209 号線	旧	港北区大倉山四丁目 1,509 番の 1 地先から 同 区同 1,550 番地先まで	3.08 ないし 3.09	11.35
	新	同	5.12 ないし 5.13	同
北八朔南部 第 274 号線	旧	緑区三保町 1,924 番の 5 地先から 同区同 町 2,029 番の 1 地先まで	1.68 ないし 2.17	49.88
	新	同	3.12 ないし 3.24	同
中山	旧	緑区寺山町 360 番の 1 地先から 同区同 町 181 番地先まで	3.20 ないし 3.42	21.81

第 142 号線	新	同	3.84 ないし 4.02	同
鴨居 第 46 号線	旧	緑区寺山町 910 番の 48 地先から 同区同 町 917 番の 2 地先まで	10.90	2.94
	新	同	同	同
鴨居 第 357 号線	旧	緑区鴨居六丁目 1,925 番の 5 地先から 同区鴨居七丁目 2,182 番の 2 地先まで	10.19 ないし 12.14	47.17
	新	同	9.83 ないし 13.10	同
東本郷 第 230 号線	旧	緑区鴨居三丁目 656 番の 67 地先から 同区同 765 番の 4 地先まで	2.83 ないし 4.55	62.21
	新	同	3.68 ないし 5.51	同
茅ヶ崎 第 303 号線	旧	都筑区池辺町 2,157 番の 4 地先から 同 区同 町 2,075 番の 1 地先まで	2.75	25.25
	新	同	5.75 ないし 10.85	同
平戸 第 425 号線	旧	戸塚区上柏尾町 215 番の 2 地先から 同 区同 町 179 番の 51 地先まで	4.09 ないし 4.16	32.22
	新	同	5.51 ないし 5.52	同
俣野 第 169 号線	旧	戸塚区深谷町 1,232 番の 1 地先から 同 区同 町 1,219 番の 23 地先まで	7.44	3.59
	新	同	同	同

俣野 第 230 号線	旧	戸塚区深谷町 1, 219 番の 10 地先から 同 区同 町同 番の 16 地先まで	4.74 ないし 5.51	10.58
	新	同	5.51 ないし 5.53	同
俣野 第 235 号線	旧	戸塚区深谷町 1, 219 番の 22 地先	5.08 ないし 5.68	5.40
	新	同	5.53 ないし 6.07	同
中田 第 41 号線	旧	泉区中田東四丁目 3, 257 番の 1 地先から 同 区同 同 番の 14 地先まで	2.54 ないし 3.04	16.48
	新	同	3.53 ないし 5.62	同
橋戸 第 176 号線	旧	瀬谷区北新 17 番の 100 地先から 同 区同 21 番の 84 地先まで	2.61 ないし 2.87	75.21
	新	瀬谷区北新 17 番の 100 地先から 同 区同 21 番の 18 地先まで	3.67 ないし 5.50	71.82
北新 第 1 号線	旧	瀬谷区北新 31 番の 15 地先から 同 区同 21 番の 88 地先まで	2.71 ないし 2.98	58.66
	新	同	5.50 ないし 5.66	同

横浜市告示第 274 号

市道区域の変更

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更の期日

令和 6 年 6 月 25 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
岸谷生麦線	旧	鶴見区生麦三丁目 550 番の 1 地先から 同 区同 544 番の 89 地先まで	m 54.09 ないし 66.80	m 69.40
	新	同	28.89 ないし 54.09	同
狩場町 第 355 号線	旧	南区六ツ川三丁目 62 番の 5 地先から 同 区同 13 番の 6 地先まで	11.28 ないし 11.79	30.07
	新	同	8.00 ないし 8.07	同
大柵 第 335 号線	旧	港北区新吉田町 3,657 番地先から 同 区同 町 3,536 番の 2 地先まで	6.59	11.18
	新	同	同	10.10
新羽 第 72 号線	旧	港北区新吉田町 3,616 番の 4 地先から 同 区同 町同 番の 1 地先まで	4.53	6.78
	新	同	同	5.51

新石川 第56号線	旧	青葉区元石川町 3,541 番の 5 地先から	11.80	260.00
		同 区同 町 3,712 番の 6 地先まで	ないし 24.10	
	新	同	同	同
同		9.70 ないし 43.80	2,473.00	

横浜市告示第 275 号

指定公金事務取扱者の指定及び徴収事務の委託

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、青葉区制 30 周年記念『よこはま青葉の歴史を歩く～7 つの探訪コース～』売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山中竹春

指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地	委託した収納事務に係る歳入	地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日	収納事務の委託をした日
一般財団法人横浜市ひとり親家庭福祉会	神奈川区立町 14 番地の 3	青葉区制 30 周年記念『よこはま青葉の歴史を歩く～7 つの探訪コース～』売払代金	令和 6 年 6 月 3 日	令和 6 年 6 月 3 日
株式会社有隣堂	中区伊勢佐木町 1 丁目 4 番地 1	青葉区制 30 周年記念『よこはま青葉の歴史を歩く～7 つの探訪コース～』売払代金	令和 6 年 6 月 3 日	令和 6 年 6 月 3 日

公 告

横 浜 市 公 告 第 334 号

公 園 の 区 域 の 変 更

横 浜 市 公 園 条 例 (昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号) 第 3 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 区 域 を 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 み ど り 環 境 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課
に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	変 更 に 係 る 区 域	面 積		変 更 年 月 日
			新	旧	
日 野 中 央 公 園	港 南 区 日 野 中 央 二 丁 目 2	別 図 の と お り	54,228 m ²	54,221 m ²	令 和 6 年 6 月 25 日
小 柴 自 然 公 園	金 沢 区 長 浜 116 番 の 2	別 図 の と お り	117,732 m ²	116,443 m ²	令 和 6 年 7 月 1 日

別 図 (省 略)

横 浜 市 公 告 第 335 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
磯 子 区 新 磯 子 町 27 番 の 14 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
六 価 ク ロ ム 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 336 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
磯 子 区 新 杉 田 町 8 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 337 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
5 年 10 月 横 浜 市 公 告 第 604 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 6 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
神 奈 川 区 栗 田 谷 22 番 の 2 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
カ ド ミ ウ ム 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 338 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 6 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
00560	日 新 工 業	南 区 井 土 ヶ 谷 下 町 5 番 地 の 3	令 和 6 年 6 月 6 日

横 浜 市 公 告 第 339 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、日 限 山 自 治 会 住 宅 地 区 建 築 協 定 を 認 可 し た。

そ の 建 築 協 定 書 は、横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令 和 6 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 340 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 1 月 6 日 第 2022 開 1407 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
瀬 谷 区 竹 村 町 14 番 地 の 2
岩 崎 ミチ子
瀬 谷 区 竹 村 町 14 番 地 の 2
岩 崎 寿 明
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 竹 村 町 10 番 の 7 か ら 10 番 の 13 ま で 、 11 番 の 1 の 一 部 、 11
番 の 37 の 一 部 、 11 番 の 40 、 11 番 の 41 の 一 部 、 11 番 の 42 の 一 部 、 11
番 の 43 か ら 11 番 の 48 ま で 、 13 番 の 59 及 び 13 番 の 61

横浜市公告第 341 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 5 年 10 月 19 日 第 2023 開 1404 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
瀬谷区相沢六丁目 37 番地の 1
奥津亮司
瀬谷区相沢六丁目 37 番地の 1
奥津和子
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
瀬谷区相沢五丁目 23 番の 2 の一部、23 番の 3 の一部、23 番の 4
及び 25 番の 13 の一部

横 浜 市 公 告 第 342 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 10 月 19 日 第 2023 開 1405 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
瀬 谷 区 相 沢 六 丁 目 37 番 地 の 1
奥 津 亮 司
瀬 谷 区 相 沢 六 丁 目 37 番 地 の 1
奥 津 和 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 相 沢 五 丁 目 23 番 の 2 の 一 部 、 23 番 の 3 の 一 部 及 び 23 番 の

6

横 浜 市 公 告 第 343 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 11 月 28 日 第 2023 開 1610 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
中 区 長 者 町 5 丁 目 75 番 地 の 1
株 式 会 社 パ ル 企 画
代 表 取 締 役 中 谷 悦 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 和 泉 が 丘 二 丁 目 2,138 番 の 1 及 び 2,138 番 の 13 か ら 2,138
番 の 21 ま で

横 浜 市 公 告 第 344 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2024 ・ 11 ・ 4 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 6 年 6 月 14 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
9.87 m
- 5 指 定 の 場 所
港 北 区 新 吉 田 東 四 丁 目 3,644 番 の 5 及 び 3,644 番 の 5 の 先
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 成 建
代 表 取 締 役 常 盤 孝 一

横 浜 市 公 告 第 345 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 6 年 6 月 12 日

2 廃 止 する 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 する 道 路 の 延 長

36.90 m

4 廃 止 の 場 所

南 区 万 世 町 2 丁 目 25 番 の 1 、 25 番 の 2 及 び 25 番 の 3 の 各 一 部 、
25 番 の 5 から 25 番 の 7 ま で 並 び に 25 番 の 13

横浜市公告第 346 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 33・47 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 6 月 13 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
70.00 m
- 5 廃止の場所
港北区篠原町 1,074 番の 30 地先から 1,074 番の 38 地先まで、篠原町 1,074 番の 23 地先から 1,074 番の 28 地先まで

区 告 示

神奈川区告示第 11 号（令和 6 年 6 月 10 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、六角橋自治連合会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 10 日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂 久

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	桑 原 耕 二 神奈川区六角橋一丁 目 2 番 8 号	黒 澤 五 夫 神奈川区六角橋五丁 目 4 番 6 号
主たる事務所 の所在地	神奈川区六角橋一丁 目 2 番 8 号	神奈川区六角橋五丁 目 4 番 6 号

鶴見区告示第 3 号（令和 6 年 6 月 11 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、矢向六丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 11 日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	三 村 良 彦 鶴見区矢向六丁目 18 番 5 号	長谷川 徹 鶴見区矢向六丁目 11 番 8 号

鶴見区告示第 4 号（令和 6 年 6 月 11 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、鶴見中央中町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 11 日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	長谷川 勝 一 鶴見区鶴見中央四丁 目 39 番 8 号	八 木 幹 雄 鶴見区鶴見中央四丁 目 37 番 37 号

旭区告示第 21 号（令和 6 年 6 月 12 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、南希望が丘三一会自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 12 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	川 瀬 真 樹 旭区南希望が丘 130 番地の 1	齋 藤 典 子 旭区南希望が丘 97 番 地の 4

港北区告示第 2 号（令和 6 年 6 月 12 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、師岡打越町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 12 日

横浜市港北区長 竹 下 幸 紀

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	阿 部 登 喜 夫 港 北 区 師 岡 町 219 番 地	長 瀬 進 港 北 区 師 岡 町 182 番 地

西区告示第 1 号（令和 6 年 6 月 14 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、老松町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市西区長 菊地 健次

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名	中野 隆道	相馬 亮子
及び住所	西区老松町 51 番 46 号	西区老松町 61 番

金沢区告示第 3 号（令和 6 年 6 月 14 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、ひかりが丘町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市金沢区長 齋 藤 真美奈

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	井 上 一 成 金 沢 区 富 岡 西 四 丁 目 13 番 17 号	中 村 貴 之 金 沢 区 富 岡 西 四 丁 目 12 番 12 号

金沢区告示第 4 号（令和 6 年 6 月 14 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、能見台一丁目自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市金沢区長 齋 藤 真美奈

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	鈴木 健 司 金沢区能見台一丁目 16 番地の 7	岡 本 秀 伸 金沢区能見台一丁目 45 番地の 10

金沢区告示第 5 号（令和 6 年 6 月 14 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、山の手自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市金沢区長 齋 藤 真美奈

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	田 中 剛 金沢区釜利谷西二丁 目 2 番 21 号	黒 澤 完 金沢区釜利谷西二丁 目 29 番 5 号

金沢区告示第 6 号（令和 6 年 6 月 14 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、城山自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市金沢区長 齋 藤 真美奈

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	松 井 順 一 金沢区金沢町 86 番地 の 6	齋 藤 周 平 金沢区谷津町 40 番地 の 31

金沢区告示第 7 号（令和 6 年 6 月 14 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、能見台 3 丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市金沢区長 齋 藤 真美奈

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	浅 川 敦 子 金 沢 区 能 見 台 三 丁 目 7 番 地 の 1	中 嶋 信 幸 金 沢 区 能 見 台 三 丁 目 30 番 地 の 6

金沢区告示第 8 号（令和 6 年 6 月 14 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、能見台五丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市金沢区長 齋 藤 真美奈

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	間 瀬 由 記 金沢区能見台五丁目 60 番地の 5	林 由 紀 金沢区能見台五丁目 23 番地の 7

戸塚区告示第 7 号（令和 6 年 6 月 14 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、下郷町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

変更した事項	変 更 前	変 更 後
主たる事務所	会長宅に置く	下郷町内会館 戸塚区戸塚町 1,067 番地の 8

栄区告示第 7 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、本郷富士見ヶ丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	上野 富雄 栄区中野町 1,064 番 地の 51	末村 高志 栄区中野町 1,059 番 地の 21

栄区告示第 8 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、上之町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名	新 保 孝 雄	市 原 政 克
及び住所	栄区上之町 42 番 2 号	栄区上之町 8 番 6 号

栄区告示第 9 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、東武本郷台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	村上敬誠 栄区鍛冶ケ谷町 452 番地の 52	光道隆 栄区鍛冶ケ谷町 452 番地の 339

栄区告示第 10 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、みどりが丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	菅野 幸太郎 栄区東上郷町 15 番 9 号	佐藤 弥生 栄区東上郷町 4 番 19 号

栄区告示第 11 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、小菅ヶ谷町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	齊藤和則 栄区小菅ヶ谷二丁目 19 番 13 号	守屋龍一 栄区小菅ヶ谷二丁目 17 番 5 号

水 道 局

横浜市水道局工事安全管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山 岡 秀 一

水道局規程第 12 号

横浜市水道局工事安全管理規程の一部を改正する規程

横浜市水道局工事安全管理規程（昭和 45 年 10 月水道局規程第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条見出し中「責任」を「責任等」に改め、同条第 1 項中「部長」の次に「（担当部長（再整備推進担当）を含む。以下同じ。）」を加え、同条第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 担当部長（再整備推進担当）が担任する工事は、次に掲げるものとし、施設部長はそれ以外の施設部の工事を担任するものとする。

- (1) 西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事
- (2) 西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）に係る整備工事
- (3) 相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

水道局公告第 3 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により、次の者を令和 6 年 6 月 7 日懲戒処分に付した

。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市水道事業管理者

水道局長 山岡 秀一

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
水道局配水部北部 方面配水管理課	技術職員	森谷 則夫	減給 10 分の 1 3 箇月

交通局

横浜市高速鉄道運賃条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 18 号

横浜市高速鉄道運賃条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市高速鉄道運賃条例施行規程（昭和 47 年 12 月交通局規程第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条の 6 を次のように改める。

第 31 条の 6 削除

第 31 条の 7 第 3 項中「及び前条の規定」を削り、同項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 身割昼間割引回数券は、平日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に規定する祝日及び第 3 条に規定する休日並びに 1 月 2 日、1 月 3 日、12 月 30 日及び 12 月 31 日（以下「土休日等」という。）以外の日をいう。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に旅行を開始する駅において改札を受ける場合及び土休日等に通用するものとする。

第 31 条の 8 を次のように改める。

第 31 条の 8 削除

第 31 条の 9 第 3 項中「及び前条の規定」を削り、同項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 身割土休日割引回数券は、土休日等に通用するものとする。

第 33 条第 1 項第 5 号中「学校教育法第 1 条に規定する通信制の高等学校及び大学」の次に、「で管理者が発売認定したもの」を加え、同条第 5 項中「認定学校の生徒」の次に「等」を加え、「実習のため実習場」の次に「等」を加える。

第 34 条第 2 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

第 56 条第 1 号中「、昼間割引回数券又は大人土休日割引回数券」を削る。

第 59 条第 4 号中「昼間割引回数券及び」を削り、同条第 5 号中「土休日割引回数券及び」を削る。

第 67 条第 1 項第 10 号を削り、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号を削り、第 13 号を第 11 号とし、第 14 号から第 25 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 69 条の 3 を次のように改める。

第 69 条 の 3 削 除

第 69 条 の 4 を 次 の よ う に 改 め る 。

第 69 条 の 4 削 除

第 76 条 及 び 第 86 条 第 2 項 中 「、 昼 間 割 引 回 数 券 」 及 び 「、 土 休 日 割 引 回 数 券 」 を 削 る 。

第 90 条 中 「、 昼 間 割 引 回 数 券 」 及 び 「、 土 休 日 割 引 回 数 券 」 を 削 り、 「 身 割 土 休 日 割 引 回 数 券 」 の 次 に 「、 」 を 加 え る 。

第 90 条 の 6 を 次 の よ う に 改 め る 。

第 90 条 の 6 削 除

第 90 条 の 8 を 次 の よ う に 改 め る 。

第 90 条 の 8 削 除

第 92 条 第 3 項、 第 94 条 第 1 項 及 び 同 条 第 2 項 中 「、 昼 間 割 引 回 数 券 」 及 び 「、 土 休 日 割 引 回 数 券 」 を 削 る 。

第 97 条 本 文 中 「、 昼 間 割 引 回 数 券 」 及 び 「、 土 休 日 割 引 回 数 券 」 を 削 り、 同 条 第 2 号 中 「 昼 間 割 引 回 数 券 及 び 」 及 び 「 未 使 用 券 片 数 又 は 」 を 削 り、 同 条 第 3 号 中 「 土 休 日 割 引 回 数 券 及 び 」 及 び 「 未 使 用 券 片 数 又 は 」 を 削 る 。

第 98 条 中 「、 昼 間 割 引 回 数 券 」 及 び 「、 土 休 日 割 引 回 数 券 」 を 削 る 。

第 13 号 様 式 を 次 の よ う に 改 め る 。

第 13 号 様 式 削 除

第 14 号 様 式 を 次 の よ う に 改 め る 。

第 14 号 様 式 削 除

附 則

こ の 規 程 は、 令 和 6 年 7 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

教育委員会

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 7 号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和 36 年 4 月横浜市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（特別調整通学区域）

第 4 条 教育長は、市立学校の施設及び通学路の状況等を考慮のうえ、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、教育長があらかじめ定める学校を選択することができる区域（以下「特別調整通学区域」という。）を設けることができる。

2 居住区の区長は、就学予定者等（ただし、学齢児童及び学齢生徒については、転入学を予定する者に限る。以下この項において同じ。）の住所が特別調整通学区域にあり、かつその者の保護者が希望するときは、前条の規定にかかわらず、教育長が定める市立学校を、当該就学予定者等の就学すべき学校として指定することができる。

3 前条第 1 項の規定は、前項によって学校を指定した場合について準用する。

附 則

この規則は、令和 6 年 6 月 25 日から施行する。

横浜市教育委員会公告第 3 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号第 2 号及び第 3 号により、次の者を令和 6 年 6 月 7 日懲戒処分に付した

。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市教育委員会

教育長 下 田 康 晴

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立下郷小学校	校長	加藤 雅司	免職

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第 5 号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項、同条第 11 項、第 5 条第 1 項及び同条第 15 項の規定による選挙権を有する者の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市選挙管理委員会

50 分の 1 の数	62,637 人
6 分の 1 の数	521,970 人
3 分の 1 の数	1,043,940 人
選挙区ごとの 3 分の 1 の数	
鶴見区	79,757 人
神奈川区	68,236 人
西区	29,024 人
中区	40,405 人
南区	55,571 人
港南区	60,448 人
保土ヶ谷区	57,206 人
旭区	68,728 人
磯子区	46,112 人
金沢区	55,022 人
港北区	99,145 人
緑区	50,257 人
青葉区	85,803 人
都筑区	58,335 人
戸塚区	78,253 人
栄区	34,517 人
泉区	42,682 人
瀬谷区	34,445 人
総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得	

た 数

491,478 人

正誤

令和 6 年号外第 4 41 ページ中

「

区政支援部	区連絡調整課、区政イノベーション推進課、地域施設課
窓口サービス部	窓口サービス課

」

は

「

区政支援部	区連絡調整課、区政イノベーション推進課、地域施設課
窓口サービス部	窓口サービス課

」

の誤り。

令和 6 年号外第 4 45 ページ中

「

総務部	総務課
企画部	企画課、都市デザイン室、基地対策課

」

は

「

総務部	総務課
企画部	企画課、都市デザイン室

」

の誤り。

令和 6 年定期第 168 号 33 ページ上から 12 行目「代表取締役 吉田 匡 秀」は「代表取締役 織 田 潤」の誤り。